

摂津市告示第 3 7 2 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により、北部大阪都市計画ごみ焼却場を次のとおり変更した。

当該都市計画の図書については、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 2 項の規定により、公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 1 2 月 3 日

摂津市長 嶋 野 浩 一 朗

1 都市計画の変更に係る土地の区域

（変更する土地の区域）

摂津市鶴野一丁目地内

2 縦覧場所

摂津市鶴野一丁目 3 番 1 号

摂津市生活環境部環境業務課